

北しりべし廃棄物処理広域連合公告式条例

制 定 平成14年4月19日条例第1号

最近改正 平成19年2月15日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第16条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく公告式について、必要な事項を定めることを目的とする。

(条例等の公布)

第2条 条例又は規則を公布しようとするときは、年月日及び公布の旨の前文を記載して、その末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例及び規則の公布は、広域連合の掲示場に掲示して行う。

(規程の公表等)

第3条 広域連合長がその定める規程(規則を除く。)を公表しようとするとき又は公表、公告、公示若しくは告示(以下「公表等」という。)を要するものを告示しようとするときは、年月日、公表等の旨の前文及び広域連合長名を記載し、かつ、広域連合長印を押印しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規程及び公表等を要するものについて準用する。

(他の規則の公布等)

第4条 第2条の規定は、広域連合の機関(広域連合長を除く。以下同じ。)の定める規則について準用する。この場合において、同条第1項中「広域連合長」とあるのは、「当該機関の代表者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、広域連合の機関の定める規程(その定める規則を除く。)及び公表等を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「広域連合長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関の代表者名」と、「広域連合長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関の代表者印」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平14.6.27条例4)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平19.2.15条例4)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。